

議案第5号

大阪市個人の市民税に係る特例給付金の支給に関する条例を廃止する条例案

大阪市個人の市民税に係る特例給付金の支給に関する条例（平成23年大阪市条例第58号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

個人の市民税に係る特例給付金の支給に関する定めを廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市個人の市民税に係る特例給付金の支給に関する条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、個人の市民税の課税の基礎となる所得に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の20の2第2項第1号に規定する対象保険年金（以下「対象保険年金」という。）に係る所得が含まれていたことにより個人の市民税を過大に課されることとなった者等に対する特例給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この条例における用語の意義は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び大阪州市税条例（平成29年大阪市条例第11号。以下「市税条例」という。）の例による。

(特例給付金の支給)

第3条 市長は、対象年金受給者（平成13年度以後の各年度における個人の市民税の納税義務者（市税条例第17条第1項第1号に該当する者に限る。）のうち対象保険年金に係る租税特別措置法第41条の20の2第2項第2号に規定する保険金受取人等に該当するものをいう。以下同じ。）である者（その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に死亡している場合にあっては、その相続人（包括受遺者を含む。以下「特定相続人」という。）以下「対象年金受給者等」という。）に対し、当該対象年金受給者又は当該特定相続人に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下「特定被相続人」という。）の平成12年分以後の各年分の対象保険年金に係る所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第169条の規定の適用を受けるものを除く。）のうち個人の市民税が課されない部分の金額について個人の市民税を課するとしたならば当該金額につき課されることとなる個人の市民税に相当する給付金（以下「特例給付金」という。）を支給することができる。ただし、当該対象年金受給者等（特定相続人にあっては、当該特定相続人に係る特定被相続人）の当該特例給付金の対象となる年度分の個人の市民税につき地方税法の規定により賦課決定及び還付をすることができる場合は、この限りでない。

2 特定対象保険年金（その者に係る対象保険年金で特例給付金の対象となる年度分の個人の市民税について施行日において前項ただし書の場合に該当するもののうち、施行日から起算して1年を経過する日までの間に同項ただし書の場合に該当しないこととなるものをいう。）に係る対象年金受給者に係る同項の規定の適用については、同項中「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）」とあるのは「ただし書の場合に該当しないこととなる日」とする。

3 特例給付金の額の算定については、市規則で定めるところによる。

(特例給付金の請求)

第4条 特例給付金の支給を受けようとする者は、施行日から起算して1年を経過する日までの間に、市規則で定めるところにより、当該特例給付金の額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類その他市規則で定める書類を添付した特例給付金に係る請求書（以下「特例給付金請求書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 対象年金受給者等が特例給付金請求書を提出する前に死亡した場合には、その相続人（包括受遺者を含む。）は、当該対象年金受給者等に係る特例給付金請求書を提出することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定により特例給付金請求書を提出しようとする者は、市長が災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、第1項に規定する期間が経過した後であっても、当該特例給付金請求書を提出することができる。

(支給の決定等)

第5条 市長は、特例給付金請求書の提出があった場合には、当該特例給付金請求書に記載された事項その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、特例給付金を支給し、又は支給しない旨の決定（支給する旨の決定にあっては、その額の定めを含む。以下同じ。）を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により特例給付金を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を行った場合には、当該支給決定に係る特例給付金請求書を提出した者に対し、特例給付金を支給する旨及びその支給する特例給付金の額を書面により通知するとともに、当該特例給付金を支払うものとする。

3 市長は、第1項の規定により特例給付金を支給しない旨の決定を行った場合には、当該決定に係る特例給付金請求書を提出した者に対し、理由を付して、特例給付金を支給しない旨を書面により通知するものとする。

4 支給決定を受けた者は、当該支給決定を受けたときにおいて、当該支給決定に係る額の特例給付金の支給を受ける権利を取得するものとする。

(加算金)

第6条 市長は、特例給付金の支払をする場合には、第4条第1項又は第2項の規定により特例給付金請求書が提出された日の翌日から起算して3月を経過する日又は支給決定をした日の翌日から起算して1月を経過する日のいずれか早い日の翌日から当該特例給付金の支払のための支払決定の日までの期間の日数に応じ、その金額に年7.3パーセントの割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセ

ントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合)を乗じて計算した金額(以下「加算金」という。)を、その支払をすべき金額に加算するものとする。

(変更の決定)

第7条 市長は、第5条第1項又はこの項の規定による決定をした後、その決定をした特例給付金の額が過大又は過少であることを知った場合には、その調査により、当該決定に係る特例給付金の額を変更する旨及びその変更後の特例給付金の額の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定による決定(以下「変更決定」という。)を行った場合には、当該特例給付金に係る特例給付金請求書を提出した者に対し、その変更決定前の特例給付金の額、その変更決定後の特例給付金の額その他市規則で定める事項を書面により通知するとともに、当該変更決定前の特例給付金の額が増加する変更決定があった場合には、その増加する特例給付金の額の特例給付金を支払うものとする。

3 変更決定前の特例給付金の額が増加する変更決定を受けた者は、当該変更決定を受けたときにおいて、当該変更決定により増加する特例給付金の額の特例給付金の支給を受ける権利を取得するものとする。

(取消決定)

第8条 市長は、第4条第1項若しくは第2項の規定による請求又は第10条第1項に規定する変更決定請求を行った者が偽りその他不正の手段により支給決定又は変更決定を受けたときは、当該支給決定又は変更決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定又は変更決定を取り消す決定(以下「取消決定」という。)を行った場合には、当該特例給付金に係る特例給付金請求書を提出した者に対し、理由を付して、当該支給決定又は変更決定を取り消した旨を書面により通知するものとする。

(特例給付金の返納等)

第9条 変更決定前の特例給付金(加算金を含む。以下この条において同じ。)の額が減少する変更決定又は取消決定を受けた者は、既に特例給付金の支払を受けているときは、当該変更決定により減少する特例給付金の額又は当該取消決定に係る特例給付金の全額を、当該変更決定に係る第7条第2項に規定する書面又は当該取消決定に係る前条第2項に規定する書面が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに本市に納付しなければならない。

2 前項の規定により特例給付金を納付すべき者は、同項の規定により納付すべき特例給付金を同項の規定により納付すべき期限(以下「納期限」という。)までに完納しないときは、延滞金を納付しなければならない。

3 前項の延滞金の額は、特例給付金の納期限の翌日から当該特例給付金を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の特例給付金の額に年14.6パーセントの割合（各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した額とする。ただし、納期限の翌日から起算して2月を経過する日までの期間については、その未納の特例給付金の額に年7.3パーセントの割合（各年の特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した額とする。

（決定の変更に係る請求）

第10条 第5条第1項の規定による決定を受けた者は、当該決定を受けた特例給付金の額（当該特例給付金の額に関し変更決定があった場合にあっては、当該変更決定後の特例給付金の額）の計算の基礎となった事実についてその内容と相違する事実が判明したことにより、当該特例給付金の額が過少である場合には、同項の規定による決定に係る同条第2項又は第3項に規定する書面（当該決定に係る特例給付金の額に関し変更決定があった場合にあっては、当該変更決定に係る第7条第2項に規定する書面）が発せられた日の翌日から起算して2月を経過する日までの間に限り、特例給付金の額に関し変更決定をすべき旨の請求（以下「変更決定請求」という。）を行うことができる。

2 第5条第1項の規定による決定を受けた者は、当該決定を受けた特例給付金の額（当該特例給付金の額に関し変更決定があった場合にあっては、当該変更決定後の特例給付金の額）が過大である場合には、当該特例給付金の額に関し変更決定請求を行うことができる。

3 変更決定請求をしようとする者は、市規則で定めるところにより、当該変更決定請求に係る特例給付金の額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類その他市規則で定める書類を添付した特例給付金の額の変更に係る請求書（以下「変更決定請求書」という。）を、市長に提出しなければならない。

4 市長は、変更決定請求があった場合には、当該変更決定請求に係る変更決定請求書に記載された事項その他必要な事項についての調査により、変更決定又は特例給付金の額を変更しない旨の決定（以下「不変更決定」という。）を行うものとし、不変更決定を行った場合には、当該変更決定請求書を提出した者に対し、理由を付して、特例給付金の額を変更しない旨を書面により通知するものとする。

（支給決定等の期限）

第11条 第5条第1項の規定による決定、変更決定又は不変更決定は、施行日から起算して2年

を経過した日以後においては、することができない。

(郵送等に係る書類の提出時期の特例)

第12条 この条例の規定により一定の期限までになすべきものとされている請求に関する書類が、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出されたときは、その郵便物又は同条第3項に規定する信書便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

(施行の細目)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。